部 分 使 用 に 関 す る 覚 書

（工事名称）の工事目的物の引き渡し前において、当該目的物の一部分を使用する事に関し、発注者と受注者で、次のとおり覚書を締結し、発注者、受注者各１部を保有する。

（用語の定義）

第１条

発注者が受注者から工事目的物を引き渡される前に、当該目的物の一部分を使用する事を部分使用という。

２．部分使用する一部分を使用部分という。

（部分使用の範囲）

第２条

発注者が部分使用する範囲は別表、別図に於ける当該工事の施工完了箇所とする。

（部分使用の期間）

第３条

発注者が部分使用する期間は、使用部分の施工状況確認日から受注者が工事目的物を発注者に引き渡す日までとする。

（使用部分の施工状況の確認）

第４条

発注者、受注者及び検査職員又は主監督職員は、部分使用の開始前において当該使用部分の施工状況を確認するものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第５条

発注者は、当該使用部分について善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（損害発生の通知）

第６条

発注者は、当該使用部分に損害が生じた時はすみやかに受注者及び検査職員又は主監督職員に通知しなければならない。

（運転及び保守点検等にかかる費用）

第７条

発注者が部分使用する使用部分の費用は発注者の負担とする。

（火災保険等）

第８条

受注者は、部分使用する工事目的物を火災保険その他の保険を継続するものとする。

（損害賠償等）

第９条

発注者は、部分使用により受注者に損害を及ぼし又は受注者の費用を増加せしめた時は、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における損害賠償又は負担額は発注者、受注者及び検査職員又は主監督職員で協議して決定する。

（補足）

第１０条

この覚書に定めない事項については、必要に応じて、発注者、受注者及び検査職員又は主監督職員、それぞれの発議により協議して定める。

令和　　年　　月　　日

発注者

日本年金機構　理事長代理人

会計・資産管理部長　　　　　　　　　印

受注者　株式会社　〇〇〇〇

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印